（登録発行機関の登録更新手数料）

第三十条　令第七条の主務省令で定める額は、第二十五条に規定する区分ごとに、九万円とする。

（削る。）

（削る。）

（削る。）

２　第三十七条第一号又は第二号に掲げる区分の登録を受けた登録認定機関（当該登録について既に法第三十六条において準用する法第二十一条第一項の登録の更新を受けているものに限り、当該更新について第四十二条第二項又は第三項の規定の適用を受けたものを除く。）が、第二十五条第一号から第三号までに掲げる区分の登録を受けた登録発行機関として法第二十一条第一項の登録の更新を受けようとする場合（登録発行機関及び登録認定機関として行うこれらの登録に係る業務の対象となる農林水産物又は食品の種類が同一の場合に限る。）における令第七条の主務省令で定める額は、前項の規定にかかわらず、九千百円とする。

（登録発行機関の発行に関する業務の方法に関する基準）

第三十一条　法第二十三条第二項の主務省令で定める基準は、発行の実施方法に関し主務大臣が定める基準とする。

（削る。）

（削る。）

（登録発行機関の業務規程の規定事項）

第三十二条　法第二十五条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　発行の実施方法

二　発行に関する手数料の算定方法

三　（略）

（登録発行機関の業務の休廃止の届出）

第三十三条　法第二十六条第一項の規定による届出をしようとする登録発行機関は、同項の主務大臣が定める様式により届出書を作成し、当該主務大臣に提出しなければならない。

２　（略）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第三十四条　（略）

２　法第二十七条第二項第四号の主務省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録発行機関が定めるものとする。

一・二　（略）

（登録発行機関の帳簿の記載等）

第三十五条　登録発行機関は、次項各号に掲げる事項について、第二十五条に規定する区分ごとに帳簿に記載し、当該帳簿を最終の記載の日から五年間保存するものとする。

（登録認定機関の登録更新手数料）

第二十七条　令第七条の主務省令で定める額は、次の各号に掲げる施設認定農林水産物等の種類ごとに、当該各号に定める額とする。

一　第二十二条第一項第一号イに規定する業務を行う登録認定機関が認定等を行う施設認定農林水産物等　十一万三千五百円

二　第二十二条第一項第一号ロに規定する業務を行う登録認定機関が認定等を行う施設認定農林水産物等　九万五千九百円

三　第二十二条第一項第一号ハに規定する業務を行う登録認定機関が認定等を行う施設認定農林水産物等　一万二千百円

（新設）

（登録認定機関の認定等に関する業務の方法に関する基準）

第二十八条　法第二十三条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項に関し主務大臣が定める基準とする。

一　認定等の実施方法

二　施設の認定の取消しその他の措置の実施方法

（登録認定機関の業務規程の規定事項）

第二十九条　法第二十五条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　認定等の実施方法

二　認定等に関する手数料の算定方法

三　（略）

（登録認定機関の業務の休廃止の届出）

第三十条　法第二十六条第一項の規定による届出をしようとする登録認定機関は、同項の主務大臣が定める様式により届出書を作成し、当該主務大臣に提出しなければならない。

２　（略）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第三十一条　（略）

２　法第二十七条第二項第四号の主務省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録認定機関が定めるものとする。

一・二　（略）

（登録認定機関の帳簿の記載等）

第三十二条　登録認定機関は、次項各号に掲げる事項について、施設認定農林水産物等の種類及び第二十二条第一項第一号イからハまでに規定する業務の内容ごとに帳簿に記載し、当該帳簿を最終の記載の日から五年間保存するものとする。